

京丹波町告示第19号

食の京丹波推進の店登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京丹波町産の農畜産物等及びその加工品（以下「京丹波産品」という。）の地元消費の推進を図るとともに対外的に食を発信するため、京丹波産品を積極的に取扱う町内の直売所等を食の京丹波推進の店(以下「推進店」という。)として登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 京丹波町産の農畜産物等

- ア 農畜産物 京丹波町で生産、収穫又は飼育をされたもの
- イ 林産物 京丹波町で生産、収穫されたもの
- ウ 水産物 京丹波町で生産、収穫又は飼育をされたもの

(2) 直売所等 町内に所在する直売所、小売店、量販店、宿泊施設、飲食店、食品加工製造事業所、その他これらに類するものをいう。

(登録申請)

第3条 推進店の登録を受けようとする直売所等(以下「申請者」という。)は、食の京丹波推進の店登録申請書（様式第1号）に、食の京丹波推進の店登録申請明細書（様式第2号又は様式第3号）を添えて町長に提出するものとする。

(登録基準)

第4条 推進店の登録基準は、別表に定めるとおりとする。

(登録)

第5条 町長は、申請者が登録基準をすべて満たすと認めたときは、申請者を推進店に登録するものとする。

2 町長は、登録の可否の結果について、申請者に対して食の京丹波推進の店登録結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 町長は、推進店として登録した申請者（以下「登録店」という。）に対して食の京丹波推進の店登録証（様式第5号）、登録ステッカー及びのぼり旗（以下「登録証等」という。）を貸与するものとする。

(登録証等の掲示及び広報)

第6条 登録店は、店内又は店頭によく見える場所に登録証等を掲示し、京丹波町産品を積極的に販売、広告、宣伝するものとする。

2 町長は、登録店に関する情報を町のホームページ等を利用して、広く町民等に周知するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、登録した日から起算

して3年以内とする。

(調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、登録店に対して登録基準を満たしているか随時調査することができる。

(実績報告)

第9条 登録店は、食の京丹波推進の店実績報告書(様式第6号)に、食の京丹波推進の店実績報告明細書(様式第7号及び様式第8号)を添えて毎年度末に町長に提出するものとする。

(登録の取下げ)

第10条 登録店は、廃業等によりその営業を終了したとき又は登録の取下げを希望するときは、食の京丹波推進の店登録取下げ書(様式第9号)により町長に届け出をし、あわせて登録証等を返還するものとする。

(登録の取消し)

第11条 町長は、登録店が次の各号のいずれかに該当するときは、食の京丹波推進の店登録取消通知書(様式第10号)により通知し、登録を取り消すことができる。

- (1) 営業を終了したとき。
- (2) 登録基準を満たさなくなったとき。
- (3) 第9条の規定による実績報告書の提出がないとき。
- (4) 消費者の信頼又は京丹波製品のイメージを著しく失墜させたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(苦情の処理)

第12条 登録店は、登録内容等に関して苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、町長にその旨を報告するものとする。

(個人情報保護)

第13条 第3条の規定による申請書に保有する個人情報の取扱いについては、京丹波町個人情報保護条例(平成17年京丹波町条例第10号)に定めるところによる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

<p>共通事項</p>	<p>(1) 本要綱の趣旨に賛同し、積極的に京丹波産品を活用し、PRする意欲があること。</p> <p>(2) 京丹波産品を使用した料理・商品を今後とも増やしていこうとする意欲があること。</p> <p>(3) 登録内容を町のホームページや広報等により紹介されることを承諾すること。</p> <p>(4) 食品衛生法等の関係法令を遵守していること。</p>
<p>直売所、小売店、量販店</p>	<p>京丹波産品の売り場を設置するとともに、わかりやすい表示に努め、概ね1年を通じて京丹波産品を販売していること。</p>
<p>宿泊施設、飲食店</p>	<p>京丹波産品を主とした料理を提供していること。且つ、京丹波産品を使用していることをメニューや店内ボード等にわかりやすく表示していること。</p>
<p>食品加工製造事業所</p>	<p>製造する加工食品の主たる原料に京丹波産品を使用し、加工食品にその旨が表示されていること。</p>

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

京丹波町長 様

申請者
住 所
名 称
代表者氏名 印
電話番号

食の京丹波推進の店登録申請書

食の京丹波推進の店登録事業実施要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、登録された場合には、同要綱第6条の規定による登録証等の掲示及び申請書記載事項の公開並びに同要綱第8条の規定による調査の受入れに同意します。

記

1 申請者

店舗名	
連絡先	住所：（〒 ） 電話： F A X： E-mail： 担当者：（所属） （氏名）
業 種 （いずれかに○）	直売所 / 小売店 / 量販店 / 宿泊施設 飲食店 / 食品加工製造事業所

2 関係書類

食の京丹波推進の店登録申請明細書（様式第2号又は様式第3号）

様式第2号（第3条関係）

食の京丹波推進の店登録申請明細書

直売所、小売店、量販店用

売場における京丹波産品である旨の表示方法	
主な京丹波産品の販売品目	
今後の計画又はお店のPR（お奨め商品とお客様へのメッセージ）	
ホームページアドレス	

注 商品・売場等の写真を添付してください。

様式第3号（第3条関係）

食の京丹波推進の店登録申請明細書

宿泊施設、飲食店、食品加工製造事業所用

料理名・商品名	使用・販売する京丹波産品	使用・販売する時期
メニュー・ラベル等への表示例・PR例		
今後の計画又はお店のPR（お奨め商品とお客様へのメッセージ）		
ホームページアドレス		

注 料理・商品の写真、メニュー、パンフレット等を添付してください。

様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

京丹波町長

食の京丹波推進の店登録結果通知書

年 月 日付けで申請のあった食の京丹波推進の店登録申請書について、食の京丹波推進の店登録事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 申請者

(1) 業態

(2) 店舗名

(3) 所在地

(4) 代表者氏名

2 審査結果 登録 ・ 否登録

3 否登録の理由

様式第5号（第5条関係）

食の京丹波推進の店登録証

食の京丹波推進の店

様

京丹波町産品を積極的に販売または活用・PRし、町内産農産物等の生産と消費拡大に寄与する貴店を「食の京丹波推進の店」として登録します。

年 月 日

京丹波町長

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

京丹波町長 様

住 所
名 称
代表者氏名
電話番号

印

食の京丹波推進の店実績報告書

食の京丹波推進の店登録事業実施要綱第9条の規定により、 年度の活動実績
について、関係書類を添えて報告します。

記

1 関係書類

食の京丹波推進の店実績報告明細書（様式第7号及び様式第8号）

様式第7号（第9条関係）

食の京丹波推進の店実績報告明細書

直売所、小売店、量販店用

売場における京丹波産品である旨の表示方法	
主な京丹波産品の販売品目実績	
今後の計画又はお店のPR（お奨め商品とお客様へのメッセージ）	
登録の継続	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
備考	

注1 登録看板を店頭などに掲示してある、写真等を添付してください。

注2 PRに使用したチラシ等がある場合は添付してください。

様式第8号（第9条関係）

食の京丹波推進の店実績報告明細書

飲食店、宿泊施設、食品加工製造事業所用

料理名・商品名	使用・販売した京丹波産品	使用・販売した時期
メニュー・ラベル等への表示例・PR例		
今後の計画又はお店のPR（お奨め商品とお客様へのメッセージ）		
登録の継続	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
備考		

注1 登録看板を店頭などに掲示してある、写真等を添付してください。

注2 PRに使用したチラシ等がある場合は添付してください。

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

京丹波町長 様

申請者
住 所
名 称
代表者氏名
電話番号

印

食の京丹波推進の店登録取下げ書

年 月 日付けで登録を受けた食の京丹波推進の店について、食の京丹波推進の店登録事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり登録を辞退します。

記

1 登録の内容

(1) 業態

(2) 店舗名

(3) 所在地

(4) 代表者氏名

2 登録を取下げする理由

様式第10号（第11条関係）

第 年 月 日
号

様

京丹波町長

食の京丹波推進の店登録取消通知書

年 月 日付けで登録を行った食の京丹波推進の店について、食の京丹波推進の店登録事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり登録を取り消したので通知します。

記

1 登録の内容

(1) 業態

(2) 店舗名

(3) 所在地

(4) 代表者氏名

2 登録取消年月日

年 月 日

3 取消理由